

令和 2 年 度

七飯町健全化判断比率等審査意見書

七 飯 町 監 査 委 員

目 次

令和 2 年度	一般会計等健全化判断比率審査意見書	1
令和 2 年度	水道事業会計資金不足比率審査意見書	3
令和 2 年度	下水道事業会計資金不足比率審査意見書	4
令和 2 年度	土地造成事業特別会計資金不足比率審査意見書	5

令和 2 年度 一般会計等健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 3 年 8 月 4 日から令和 3 年 8 月 2 5 日まで

3 審査の方法

町長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和 2 年度	令和元年度	早期健全化基準 財政再生基準	対前年比
① 実質赤字比率	—	—	13.97% 20.00%	—
② 連結実質赤字比率	—	—	18.97% 30.00%	—
③ 実質公債費比率	11.2%	11.4%	25.00% 35.00%	△0.2%
④ 将来負担比率	65.4%	81.5%	350.00% —	△16.1%

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字のため算定されず、前年度に引き続き良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため算定されず、前年度に引き続き良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は11.2%で、前年度と比較すると0.2ポイント減少し改善している。早期健全化基準の25.0%と比較してもこれを下回っており、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は65.4%で、前年度と比較すると16.1ポイント減少し改善している。早期健全化基準の350.0%と比較してもこれを下回っており、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月25日まで

3 審査の方法

町長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準	対前年比
資金不足比率	—	—	20.0%	—

(2) 個別意見

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため算定されず、前年度に引き続き良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月25日まで

3 審査の方法

町長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準	対前年比
資金不足比率	—	—	20.0%	—

(2) 個別意見

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため算出されず、前年度に引き続き良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 土地造成事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月25日まで

3 審査の方法

町長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準	対前年比
資金不足比率	—	—	20.0%	—

(2) 個別意見

令和2年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため算出されず、前年度に引き続き良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

•

•



•

•